

# 令和5年第1回七戸町議会臨時会 会 議 録

令和5年4月26日七戸町告示第40号で、令和5年第1回七戸町議会臨時会を5月2日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和5年5月2日 午前10時08分 開会

令和5年5月2日 午後12時02分 閉会

## ○応招議員（16名）

議 長	16番	附 田 俊 仁 君	副議長	15番	岡 村 茂 雄 君
	1番	藤 井 夏 子 君		2番	中 野 正 章 君
	3番	山 本 泰 二 君		4番	向中野 幸 八 君
	5番	二ツ森 英 樹 君		6番	小 坂 義 貞 君
	7番	澤 田 公 勇 君		8番	工 藤 章 君
	9番	疍 清 悦 君		10番	佐々木 寿 夫 君
	11番	瀬 川 左 一 君		12番	田 嶋 輝 雄 君
	13番	三 上 正 二 君		14番	田 島 政 義 君

## ○不応招議員（0名）

## ○町長提出案件

- 報告第 2号 専決処分事項の報告について  
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 報告第 3号 専決処分事項の報告について  
(令和4年度七戸町一般会計補正予算(第14号))
- 報告第 4号 専決処分事項の報告について  
(令和4年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算(第6号))
- 報告第 5号 専決処分事項の報告について  
(令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第6号))
- 報告第 6号 専決処分事項の報告について  
(令和4年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第6号))
- 報告第 7号 専決処分事項の報告について  
(令和4年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第3号))
- 報告第 8号 専決処分事項の報告について  
(令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第6号))

- 報告第 9 号 専決処分事項の報告について  
(令和 4 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 6 号))
- 報告第 10 号 専決処分事項の報告について  
(令和 4 年度七戸町水道事業会計補正予算 (第 7 号))
- 報告第 11 号 専決処分事項の報告について  
(七戸町税条例の一部を改正する条例について)
- 報告第 12 号 専決処分事項の報告について  
(七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 報告第 13 号 専決処分事項の報告について  
(七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 報告第 14 号 専決処分事項の報告について  
(令和 5 年度七戸町一般会計補正予算 (第 1 号))
- 報告第 15 号 専決処分事項の報告について  
(青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について)
- 報告第 16 号 専決処分事項の報告について  
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 議案第 44 号 物品購入契約の締結について  
(除雪トラック購入)
- 議案第 45 号 七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて

#### ○議員提出案件

- 発議第 2 号 道路整備促進特別委員会の設置に関する決議について
- 発議第 3 号 議会改革特別委員会の設置に関する決議について
- 発議第 4 号 荒熊内地区開発事業対策特別委員会の設置に関する決議について
- 発議第 5 号 議会広報編集特別委員会の設置に関する決議について
- 常任委員会の所管に属する事項調査の件
- 議会運営委員会の所管に属する事項調査の件
- 議員派遣の件について

---

#### ○その他

- 会議録署名議員の指名について
- 会期の決定について
- 諸般の報告について

**令和5年第1回七戸町議会臨時会  
会議録（第1号）**

令和5年5月2日（火） 午前10時08分 開議

---

○議事日程

- 日 程第 1 仮議席の指定について
- 日 程第 2 選挙第 1号 議長の選挙について
- 追加日程第 1 議席の指定について
- 追加日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 追加日程第 3 会期の決定について
- 追加日程第 4 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 追加日程第 5 議席の一部変更について
- 追加日程第 6 選任第 1号 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第 7 選任第 2号 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第 8 選挙第 3号 中部上北広域事業組合議会議員の互選について
- 追加日程第 9 選挙第 4号 上北地方教育・福祉事務組合議会議員の選挙について
  
- 追加日程第10 諸般の報告について
- 追加日程第11 提出議案一括上程  
「報告第2号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）」から「議案第45号七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて」までの、2議案、15報告を一括上程  
（町長提出議案総括説明）
- 追加日程第12 報告第 2号 専決処分事項の報告について  
（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）
- 追加日程第13 報告第 3号 専決処分事項の報告について  
（令和4年度七戸町一般会計補正予算（第14号））
- 追加日程第14 報告第 4号 専決処分事項の報告について  
（令和4年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））
- 追加日程第15 報告第 5号 専決処分事項の報告について  
（令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号））
- 追加日程第16 報告第 6号 専決処分事項の報告について  
（令和4年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第6号））
- 追加日程第17 報告第 7号 専決処分事項の報告について

- (令和4年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第3号))
- 追加日程第18 報告第8号 専決処分事項の報告について  
(令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第6号))
- 追加日程第19 報告第9号 専決処分事項の報告について  
(令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第6号))
- 追加日程第20 報告第10号 専決処分事項の報告について  
(令和4年度七戸町水道事業会計補正予算(第7号))
- 追加日程第21 報告第11号 専決処分事項の報告について  
(七戸町税条例の一部を改正する条例について)
- 追加日程第22 報告第12号 専決処分事項の報告について  
(七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 追加日程第23 報告第13号 専決処分事項の報告について  
(七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 追加日程第24 報告第14号 専決処分事項の報告について  
(令和5年度七戸町一般会計補正予算(第1号))
- 追加日程第25 報告第15号 専決処分事項の報告について  
(青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について)
- 追加日程第26 報告第16号 専決処分事項の報告について  
(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 追加日程第27 議案第44号 物品購入契約の締結について(除雪トラック購入)
- 追加日程第28 議案第45号 七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第29 発議第2号 道路整備促進特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第30 発議第3号 議会改革特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第31 発議第4号 荒熊内地区開発事業対策特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第32 発議第5号 議会広報編集特別委員会の設置に関する決議について
- 追加日程第33 常任委員会の所管に属する事項調査の件
- 追加日程第34 議会運営委員会の所管に属する事項調査の件

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（16名）

議長	16番	附田俊仁君	副議長	15番	岡村茂雄君
	1番	藤井夏子君		2番	中野正章君
	3番	山本泰二君		4番	向中野幸八君
	5番	二ツ森英樹君		6番	小坂義貞君
	7番	澤田公勇君		8番	工藤章君
	9番	呷清悦君		10番	佐々木寿夫君
	11番	瀬川左一君		12番	田嶋輝雄君
	13番	三上正二君		14番	田島政義君

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
		支所長	
総務課長	仁和圭昭君		相馬和徳君
			(兼庶務課長)
企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君
税務課長	西野勝夫君	町民課長	高田博範君
介護高齢課長	三上義也君	保健福祉課長	井上健君
こどもみらい課長	佐々木和博君	会計管理者	高田美由紀君
			(兼会計課長)
農林課長	原子保幸君	建設課長	鳥谷部勉君
商工観光課長	鳥谷部慎一郎君	上下水道課長	町屋淳一君
教育長	附田道大君	学務課長	附田良亮君
生涯学習課長	田中健一君	世界遺産対策室長	鳥谷部伸一君
			(兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)
農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	田村教男君
代表監査委員	吉川正純君	監査委員事務局長	澤山晶男君
選挙管理委員会委員長	新館文夫君	選挙管理委員会事務局長	仁和圭昭君

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局 長 澤 山 晶 男 君                      事務局 次 長 中 村 大 樹 君

---

○会議録署名議員

1 番 藤 井 夏 子 君                                      2 番 中 野 正 章 君

---

○会議を傍聴した者（12名）

---

○会議の経過

○臨時議長紹介

○事務局長（澤山晶男君） 皆さん、おはようございます。

議会事務局長の澤山です。よろしく願いいたします。

本日は、改選後、初議会でございますので、慣例によりまして、事務局において進行させていただきます。

開会に先立ち、議場におけます正式な対面は初めてでございますので、執行部側から自己紹介をお願いします。

それでは、町長から順次、お願いいたします。

○町長（小又 勉君） 皆さん、おはようございます。

町長の小又勉です。どうぞよろしく願いいたします。

○副町長（高坂信一君） おはようございます。

副町長の高坂でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○教育町（附田道大君） おはようございます。

教育長の附田道大です。どうぞよろしく願いいたします。

○農業委員会会長（天間俊一君） おはようございます。

農業委員会会長の天間俊一です。よろしく願いいたします。

○代表監査委員（吉川正純君） おはようございます。

監査委員の吉川正純と申します。よろしく願いいたします。

○選挙管理委員長（新館文夫君） おはようございます。

選挙管理委員会委員長の新館文夫です。よろしく願いいたします。

○総務課長（仁和圭昭君） おはようございます。

総務課長の仁和圭昭であります。よろしく願いいたします。

○企画調整課長（金見勝弘君） おはようございます。

企画調整課長の金見でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○財政課長（附田敬吾君） おはようございます。

財政課長の附田敬吾と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○支所長（相馬和徳君） おはようございます。

支所長の相馬和徳と申します。よろしく願いいたします。

○会計管理者（高田美由紀君） おはようございます。

会計管理者の高田美由紀と申します。よろしく願いいたします。

○税務課長（西野勝夫君） おはようございます。

税務課長の西野です。よろしく願いいたします。

○農林課長（原子保幸君） おはようございます。

農林課長の原子といいます。よろしく願いいたします。

○商工観光課長（鳥谷部慎一郎君） おはようございます。

4月の人事異動によりまして、商工観光課長となりました、鳥谷部慎一郎と申します。

よろしく申し上げます。

○建設課長（鳥谷部勉君） おはようございます。

建設課長の鳥谷部勉でございます。よろしくお願いいたします。

○上下水道課長（町屋淳一君） おはようございます。

上下水道課長の町屋です。よろしくお願いいたします。

○学務課長（附田良亮君） おはようございます。

学務課長の附田良亮でございます。

春の異動で学務課長となりました。よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（田村教男君） おはようございます。

農業委員会事務局長の田村教男と申します。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（田中健一君） おはようございます。

生涯学習課長の田中と申します。

中央公民館長、南公民館長、中央図書館長を兼務しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○世界遺産対策室長（鳥谷部伸一君） おはようございます。

世界遺産対策室室長を務めます、鳥谷部伸一と申します。

昨年度まで議会事務局にて、議員の皆様にご大変お世話になりました。

今後とも、よろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（井上 健君） おはようございます。

保健福祉課長の井上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○介護高齢課長（三上義也君） おはようございます。

介護高齢課長の三上義也と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○こどもみらい課長（佐々木和博君） こどもみらい課長の佐々木です。

よろしくお願いいたします。

○町民課長（高田博範君） おはようございます。

一番最後のトリとなりました、町民課長の高田博範と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局長（澤山晶男君） ありがとうございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行います。

年長の田島政義議員を御紹介します。

田島議員、議長席に申し上げます。

○臨時議長（田島政義君） おはようございます。



ただいま紹介されました、田島政義です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしく願いいたします。

先ほど、町長以下、職員の紹介がありましたので、これより議員の方々の自己紹介をお願いしたいと思います。

仮議席1番議員から順番に自己紹介をお願いします。

○1番（藤井夏子君） おはようございます。

藤井夏子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○2番（中野正章君） おはようございます。

中野正章と申します。2期目です。よろしく願いいたします。

○3番（山本泰二君） おはようございます。

山本泰二です。よろしく願いします。

○4番（向中野幸八君） おはようございます。

2期目の向中野幸八です。よろしく願いいたします。

○5番（二ツ森英樹君） おはようございます。

二ツ森英樹です。3期目になります。よろしく願いいたします。

○6番（小坂義貞君） おはようございます。

3期目の小坂義貞です。どうぞよろしく願いします。

○7番（澤田公勇君） おはようございます。

澤田公勇といいます。よろしく願いします。

○8番（工藤 章君） おはようございます。

工藤章と申します。2.5プラス1だそうです。よろしく願いします。

○9番（呷 清悦君） 呷清悦です。

4期目です。今までどおり頑張りますので、よろしく願いします。

○10番（岡村茂雄君） おはようございます。

4期目になりますが、岡村茂雄といいます。どうぞよろしく願いします。

○11番（附田俊仁君） おはようございます。

附田俊仁です。よろしく願いします。5期目になります。

○12番（佐々木寿夫君） おはようございます。

佐々木寿夫です。5期目になります。よろしく願いします。

○13番（瀬川左一君） 瀬川左一です。

よろしく願いいたします。

○14番（田嶋輝雄君） おはようございます。

田嶋輝雄と申します。よろしく願いいたします。

○15番（三上正二君） おはようございます。

三上正二です。よろしく願いします。

○臨時議長（田島政義君） 最後、16番目ですが、田島政義と申します。

10期目です。よろしくどうぞお願いします。

以上で自己紹介を終わります。

---

#### ○開会宣告

○臨時議長（田島政義君） それでは、ただいまから令和5年第1回七戸町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

---

#### ○開議宣告

○臨時議長（田島政義君） これより、本日の会議を開きます。

臨時議長において、作成した議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

#### ○日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（田島政義君） 日程第1 仮議席の指定についてを行います。

仮議席は、ただいま御着席のとおり指定します。

---

#### ○町長挨拶

○臨時議長（田島政義君） 町長より、招集の御挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（小又 勉君） 皆様、おはようございます。

本日、ここに新しく選任されました議員各位をお迎えし、第1回七戸町議会臨時会を開催するに当たり、謹んで御挨拶を申し上げます。

各位におかれましては、去る4月23日に執行されました七戸町議会議員選挙におきまして、厳しい選挙戦を制し、めでたく御当選されました。

各位の優れた人格識見と日頃の卓越した諸活動が町民の絶大な支援を得た結果によるものであり、ここに深く敬意を表し、心からお祝い申し上げます。

本臨時会は、議会運営の新しい組織を決定する極めて重要な議会であることから、円満に取り計られますことと、議員各位のますますの御活躍を祈念申し上げまして、御挨拶といたします。

○臨時議長（田島政義君） ありがとうございます。

それでは、各種選挙が終了するまで、理事者と職員の皆さんは一時退席を願います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○臨時議長（田島政義君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

---

○日程第2 選挙第1号

○臨時議長（田島政義君） 日程第2 選挙第1号議長の選挙についてを行います。

初めに、選挙の方法をお諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選の、いずれの方法といたしましょうか。

（「指名推選」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（田島政義君） 指名推選の声がありますので、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（田島政義君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（田島政義君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、臨時議長が指名することに決定いたしました。

議長に、附田俊仁君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま臨時議長が指名しました、附田俊仁君を議長の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（田島政義君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました、附田俊仁君が議長に当選されました。

附田俊仁君が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

それでは、附田俊仁君の挨拶を求めます。

附田俊仁君。

○議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。

皆様方の選任をいただきまして、このたび議長に就任させていただきました、附田俊仁でございます。

中立の立場上、しっかりと議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様の御協力をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひします。

○臨時議長（田島政義君） 御協力、大変ありがとうございました。

ここで議長を交代します。

附田俊仁議長、議長席にお着きください。

代わります。どうもありがとうございました。

○議長（附田俊仁君） 早速ではございますが、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

議長において作成しました追加議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

### ○追加日程第1 議席の指定について

○議長（附田俊仁君） 日程第1 議席の指定についてを行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

在職年数の少ない方から順番に指定し、ただいま着席の議席とします。

---

### ○追加日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（附田俊仁君） 日程第2 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番藤井夏子君と2番中野正章君を指名します。

---

### ○追加日程第3 会期の決定について

○議長（附田俊仁君） 日程第3 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがひまして、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

### ○追加日程第4 選挙第2号

○議長（附田俊仁君） 日程第4 選挙第2号副議長の選挙についてを行います。

初めに、選挙の方法をお諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選の、いずれの方法としましょうか。

（「指名推選」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 指名推選の声がありますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、岡村茂雄君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した、岡村茂雄君を副議長の当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名しました、岡村茂雄君が副議長に当選されました。

岡村茂雄君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

岡村茂雄君の挨拶を求めます。

岡村茂雄君。

○副議長(岡村茂雄君) ただいま皆様の御推挙により副議長に選任されました、岡村茂雄でございます。

本当に副議長という職務に身の引き締まる思いでございますけれども、議長を補佐するという立場から最大限努力してまいりたいと思いますので、皆様の御指導御鞭撻よろしくお願いいたします。

○議長(附田俊仁君) 以上で、副議長の選挙についてを終了します。

---

#### ○追加日程第5 議席の一部変更について

○議長(附田俊仁君) 日程第5 議席の一部変更についてを行います。

議会運営に関する申合せによりまして、議長の議席は16番、副議長の議席は15番としておりますので、議席の変更を行います。

確認のため、議席番号と氏名を事務局長より報告させますので、変更のある方は名札を持ちまして、移動をお願いいたします。

事務局長。

○事務局長(澤山晶男君) 報告いたします。

1 番藤井夏子議員、2 番中野正章議員、3 番山本泰二議員、4 番向中野幸八議員、5 番二ツ森英樹議員、6 番小坂義貞議員、7 番澤田公勇議員、8 番工藤章議員、9 番宥清悦議員、10 番佐々木寿夫議員、11 番瀬川左一議員、12 番田嶋輝雄議員、13 番三上正二議員、14 番田嶋政義議員、15 番岡村茂雄副議長、16 番附田俊仁議長、以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 以上で、議席の変更を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時32分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

---

### ○追加日程第6から追加日程第9

○議長（附田俊仁君） 日程第6 選任第1号常任委員会委員の選任についてから日程第9 選挙第4号上北地方教育・福祉事務組合議会議員の選挙についてまでの4件を一括して上程いたします。

お諮りいたします。

委員の選任及び組合議員の互選につきましては、議長において指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議長において指名推選することに決定いたしました。

指名推選者名を事務局長より報告させます。

事務局長。

○事務局長（澤山晶男君） 御報告いたします。

選任第1号常任委員会委員の選任についてでございます。

総務企画常任委員会の委員に三上正二議員、田嶋輝雄議員、佐々木寿夫議員、岡村茂雄議員、宥清悦議員、小坂義貞議員、以上6名でございます。

次に、建設産業常任委員会の委員に田嶋政義議員、瀬川左一議員、附田俊仁議員、工藤章議員、中野正章議員、以上5名でございます。

次に、文教厚生常任委員会の委員に澤田公勇議員、二ツ森英樹議員、向中野幸八議員、山本泰二議員、藤井夏子議員、以上5名でございます。

次に、選任第2号議会運営委員会委員の選任についてでございます。

議会運営委員会の委員に田嶋政義議員、三上正二議員、田嶋輝雄議員、佐々木寿夫議員、工藤章議員、二ツ森英樹議員、以上6名でございます。

次に、選挙第3号中部上北広域事業組合議会議員の互選についてでございます。

中部上北広域事業組合議会議員に田島政義議員、佐々木寿夫議員、二ツ森英樹議員、向中野幸八議員、以上4名でございます。

次に、選挙第4号上北地方教育・福祉事務組合議会議員の選挙についてでございます。

上北地方教育・福祉事務組合議会議員に山本泰二議員、1名でございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） ただいまの事務局長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、選任第1号から選挙第4号までは、事務局長の報告のとおり決定しました。

なお、中部上北広域事業組合議会議員、上北地方教育・福祉事務組合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から告知いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長を事務局長から報告させます。  
事務局長。

○事務局長（澤山晶男君） 御報告いたします。

総務企画常任委員会委員長に三上正二議員、副委員長に小坂義貞議員。

次に、建設産業常任委員会委員長に工藤章議員、副委員長に中野正章議員。

次に、文教厚生常任委員会委員長に二ツ森英樹議員、副委員長に山本泰二議員。

次に、議会運営委員会委員長に田嶋輝雄議員、副委員長に二ツ森英樹議員、以上でございます。

○議長（附田俊仁君） ただいまの事務局長の報告のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選報告とさせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

---

#### ○追加日程第10 諸般の報告について

○議長（附田俊仁君） 日程第10 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので御了承願います。

---

#### ○追加日程第11 提出議案一括上程

○議長（附田俊仁君） 日程第11 提出議案の一括上程について、報告第2号専決処

分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）から議案第45号七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについてまでの2議案、15報告を一括上程いたします。

初めに、町長より提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） 先ほどの議会組織会、誠に御苦労さまでございました。

組織会では、議長・副議長をはじめ、各委員会の正副委員長、派遣議員など円満に決定され、新体制が発足したことに対し、心からお祝いを申し上げます。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

報告第2号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、令和5年2月1日、町道小山平・牧場線において、被害車両が走行中、町管理の松の木より落雪があり、車両フロントガラスを破損した損傷事故について、相手方と和解が成立したので、この額を早急に支払う必要があることから専決処分したものです。

報告第3号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町一般会計補正予算（第14号））については、歳入歳出予算の総額に2億7,174万4,000円を追加し、予算の総額を128億9,959万9,000円としたものです。

歳入の主なものは、町税に3,828万5,000円、地方消費税交付金に9,177万4,000円、地方交付税に1億6,360万円を追加し、国庫支出金から1,472万7,000円、県支出金から1,313万円を減額したものです。

歳出の主なものは、諸支出金に4億8,522万4,000円を追加し、総務費から1億2,496万4,000円、民生費から3,663万8,000円、衛生費から2,091万9,000円、教育費から2,255万7,000円を減額したものです。

また、繰越明許費について、現年災農地農業用施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費を減額補正しております。

報告第4号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））については、歳入歳出予算の総額から338万1,000円を減額し、予算の総額を19億1,082万円としたものです。

歳入の主なものは、県支出金から144万6,000円、繰入金から124万4,000円を減額したものです。

歳出の主なものは、総務費から124万4,000円、保険給付費から113万2,000円、保険事業費から100万1,000円を減額したものです。

報告第5号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号））については、歳入歳出予算の総額から521万円を減額し、予算の総額を4億4,508万6,000円としたものです。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料から192万7,000円、繰入金から35



2万5,000円を減額したものです。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金から345万6,000円、諸支出金から105万4,000円を減額したものです。

報告第6号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第6号））については、歳入歳出予算の総額から1,489万1,000円を減額し、予算の総額を27億6,006万2,000円としたものです。

歳入の主なものは、支払基金交付金から2,974万円を減額したものです。

歳出の主なものは、保険給付費から2,004万7,000円を減額したものです。

報告第7号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第3号））については、歳入歳出予算の総額から87万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ819万7,000円としたものです。

歳入の主なものは、繰入金から80万1,000円を減額したものです。

歳出は、総務費から87万1,000円を減額したものです。

報告第8号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））については、歳入歳出予算の総額から452万7,000円を減額し、予算の総額を5億339万円としたものです。

歳入の主なものは、繰入金から386万3,000円、町債から110万円を減額したものです。

歳出の主なものは、総務費から409万3,000円を減額したものです。

報告第9号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号））については、歳入歳出予算の総額から333万4,000円を減額し、予算の総額を7,175万4,000円としたものです。

歳入の主なものは、繰入金から310万2,000円を減額したものです。

歳出の主なものは、総務費から322万4,000円を減額したものです。

報告第10号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町水道事業会計補正予算（第7号））については、収益的収入及び支出について、収益的収入の営業収益から264万2,000円を減額し、営業外収益から176万1,000円を減額し、水道事業収益の総額を3億5,940万5,000円とし、収益的支出の営業費用から1,877万4,000円を減額し、水道事業費用の総額を2億9,576万円としたものです。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入の工事負担金から5万6,000円を減額し、資本的収入の総額を1億2,765万2,000円とし、資本的支出の建設改良費から881万9,000円を減額し、資本的支出の総額を3億5,066万4,000円としたものです。

報告第11号専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例について）は、地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第12号専決処分事項の報告について（七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第13号専決処分事項の報告について（七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

報告第14号専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町一般会計補正予算（第1号））については、新型コロナウイルスワクチン接種に関し、国から事業の詳細が示され、早急に対応する必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に4,877万9,000円を追加し、予算の総額を120億5,045万1,000円としたものです。

歳入は、国庫支出金に4,877万9,000円を追加し、歳出は、衛生費に4,877万9,000円を追加したものです。

報告第15号専決処分事項の報告について（青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について）は、令和5年6月1日から構成団体に八戸市を加入させること並びに共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に八戸市及び十和田市を加えることから、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、その協議に急を要したため専決処分したものです。

報告第16号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）は、令和5年2月1日、町道小山平・牧場線において、被害車両が住居敷地内に進入しようとした際、町管理の松の木より落雪があり、車両天井部を破損した損傷事故について、相手方と和解が成立したので、この額を早急に支払う必要があることから専決処分したものです。

議案第44号物品購入契約の締結については、除雪トラック7トン級の購入に際し、UDトラック株式会社十和田カスタマーセンターと地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約を締結することについて、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決を要することから提案するものです。

議案第45号七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについては、現在、空席となっている監査委員について、澤田公勇氏を選任したいので提案するものです。

以上が、本臨時会に提出いたしました議案であります。議員各位には慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（附田俊仁君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより議案審議に入ります。

---

### ○追加日程第12 報告第2号

○議長（附田俊仁君） 日程第12 報告第2号専決処分事項の報告について（自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

13番議員。

○13番（三上正二君） 専決第2号と専決第16号があるのですけれども、確か前のときに、町長のほうから話があって、個人情報に関係があるから名前は伏せるという話だったはずなのですよ。

専決第16号のほうは、和解の相手方が七戸町在住者となっているのですよ。でも、専決第2号のほうを見てください。和解の相手は、住所、名前も全部出ているのですよ。

これは、どなたか、町長の名前で出ているだろうけれども、その和解を受けた方々だと思うのですけれども、これは整合性が取れないのではないですか。

○議長（附田俊仁君） 総務課長、答弁。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えします。

昨年度6月定例会前に、この自動車損傷事故和解に係る額の決定等につきましては、個人の情報については配慮すると。相手方が法人その他の団体の場合は、原則として、住所、法人名、代表者氏名を掲載するということの取決めで御了解いただいたことと思っております。

以上であります。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） とすれば、個人は伏せるけれども、団体であれば、それは全部公表するということでもいいのですか。

○議長（附田俊仁君） 総務課長、答弁。

○総務課長（仁和圭昭君） 先ほども申したとおり、法人その他については、個人が特定されないもの、いわゆる運転者とか個人が特定されないものについては、代表者及び法人名をそのまま掲載するということとしております。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

8番議員。

○8番（工藤 章君） まず、この内容について、もう少し詳細に説明いただきたい。

それから、あわせて、過去にこの路線について、同様の事故案件があったと思われませんが、その件数についてお伺いしたい。

それから、あわせて、警察等の対応について、町側の過失割合は指摘されているのかどうか。

この三つについて、まずお伺いしたい。

○議長（附田俊仁君） 総務課長、答弁。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えします。

まず、1点目、過去の件数は、今はちょっと把握しておりませんが、同様な事故はあったことがあります。

あと、この事故の検証につきましては、相手方本人へ事故の発生状況の聞き取り及びドライブレコーダーが設置されたことにより、それによって、まず検証が行われたところがございます。

それについて、その状況等を検証したところ、まず予測し難い、避け難いといったことで、相手方の過失はゼロということで、当町の全額負担ということとしたものです。

以上であります。

○議長（附田俊仁君） 財政課長、答弁。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

牧場通のこの松の木ですけれども、管理しているのが財政課ということで、このときの状況をお知らせします。

まず、報告第2号と報告第16号が2月1日同日で発生しました。そのときの天候の状況ですけれども、1月21日から1月31日までの約10日間で77センチの降雪量がありました。かつ、その10日間の最高気温が氷点下ということで、2月1日になりまして天候が緩んできて、最高気温4.7度、そして、風速5メートルという状況で、走行中に落雪ということで事故が発生しました。

2月1日に発生して、そのときに総務課、保険の担当、建設課、道路維持のほうに動いていただきまして、2日に事故発生当事者のほうにおわびにいきまして、それと同時に、今後、発生する恐れもありますので、すぐ業者のほうに出向いて、27メートルの高所作業車を手配していただき、対応できる場所は雪を全て落としていただきました。

常日頃、松の木に関しては注意して、ほとんど毎日、牧場通を通って、松の木の枝が折れていないかをまず確認しておりましたが、残念ながら、落雪の関係に関しては、私も予知できなかったということで、令和3年ですけれども、一度、今、アリーナの建設しているところの松が、天井を見たら枯れてきている状況がありました。そのときは、すぐ松の木を伐採ということで、まず、今後とも常時見回りをして、そういう状況になれば、また業者のほうにお願いをして雪を落としてもらおうということで対応していきたいと思います。

もう一つ、過去のことでございますけれども、1回、建物の屋根に雪が落ちて建物の屋根がちょっと損傷したということが記憶としてあります。そのときはそのときで賠償してお

ります。

あと、松の木とあわせて、牧場の正門まで、かなり古い桜の木が何本かあります。今年、皆さんも注意して見ているかどうか分かりませんが、軽種馬協会のところの桜の木が1本だけ先に花が咲いて、あとは全然、花が咲かない状態で、これはいよいよをもってどうしたものかと思ったら、この間になってやっと全ての花が咲いて、昨年、その桜の木も結構古くなって、枝も死んでいるのもありまして、それも早急に業者のほうに枝落としをお願いしています。

今回は、けがとかはなかったのですが、その辺もまず心配されますので、今後とも、やはり頻繁に注意して見て、何かがあれば早急に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 警察への対応はなかったように見受けられましたけれども、町の管理上からいけば、過失があるのではないですか。明らかに3件ありますよね。ということは、相手が警察に届けられないから云々ではなくて、仮に警察に届けたとすれば、明らかに過失があるとなれば、今後の過失対策は当然、警察から求められる可能性は十分あると思います、私は。

それから、あわせて、今後も同様の事故が起きる可能性もあります。まして、今度は人身事故等に発展する可能性もあるとなれば、松の木の保存も、もちろん景観上、大変重要だと思いますが、それらの事故を想定した場合、抜本的な枝の伐採とか松そのものの身長を短くするとか、その対策が必要ではありませんか。

いかがですか、町長。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

もちろん、事故防止あるいは通行する車両なり人間に損害を与えない、これが第一であります。そういったことで、実はそれとあわせて、町のシンボルとなる一つの牧場通の歴史あるアカマツ、これもまた保護していかなければならないと。

ですから、大きな積雪のときは、できるだけ見回りをして雪を下ろすようにしておりますが、今回は相当高いほうの、いわゆる普通の高所作業車では届かない、特別長い、高い高所作業車が必要ということで、実はその対応に時間がかかったわけでありまして、これからについては、あまり出過ぎた枝の伐採、これは国道4号もやっていますけれども、そういったものも考えますが、屋敷に出入りする車に落ちたというケースがありましたので、枝を切っただけでは対応できないと。

ですから、よく見回りをして、事故を起こさないように、事故が起きないように万全を期していきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 根本的に伐採の計画はないということですね。

そうすると、その1回の出動で経費が幾らかかっているのか。例えば、高所作業車とか。

それと、あわせて、積雪注意等の看板は設置しておられるのか。設置したからといって、未然に防げるわけではございませんけれども、注意喚起の可能性も十分必要ありますね。

その辺については、いかがですか。

○議長（附田俊仁君） 財政課長、答弁。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

松に落雪注意という看板を巻きつけて、注意喚起はしております。

もう一つが、今回の高所作業車でお願いして契約した費用ですけれども、32万5,600円でした。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） これに関連してといたしますか、町の管理している木等ありますが、結局、林が町内にいっぱいあるわけで、その木そのものは個人が所有している林の木もある。ただ、道路と境界にまず雑木がおがっている場合もある。それは、個人の管理ではないですよ、個人のものではない。そうすると、それは恐らく町の管理ということになると思います。

そうなるですと、かなりの広い範囲が町内にあるではないか、それで、例えば、そこから雪が落ちたときに、こういう事故が起こったりすると、かなりのまず広い範囲を見なければいけないのではないのかなという気がしますが、どうでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 総務課長、答弁。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えします。

まず、事故対応する相手方となるのは、やっぱり事故発生原因となった敷地の存在する木の所有者ということになります。町敷地から落雪したのか、あるいは倒木したのか、その敷地に存する木の所有者、責任者が責任を負うことになります。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） 道路ののり面、結局、境界があれば、境界の内側は所有者があると。境界の外側は所有者がいない、そういうところの木は、町が責任を負わなくてもいいとなるのでしょうか。

○議長（附田俊仁君） 建設課長、答弁。

○建設課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

道路境界線上であって、道路の回りを含めて、町有地であれば建設課のほうで雑木等に対しては対処いたします。

それで、仮に落雪であるとか倒木で事故が起きた場合は、町が賠償責任を負うことになりますので、見回り等で、雑木等については維持管理のほうで伐採を行っているところでございます。

ただ、境界外から、要は私有地のほうからの道路上へかぶさってきている木等もございますので、それは所有者の方に枝等の伐採等をお願いしております。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 2番議員。

○2番（中野正章君） お願いになるわけですがけれども、やはりかなり広い範囲を見なければならぬ可能性があるということですので、まず、明らかに、この松のようなものではなくても、広い範囲を見ることを考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

9番議員。

○9番（所 清悦君） 私も車のフロントガラスを修理したことが4回ぐらいはあるのですがけれども、どれも10万円はかかっていなかったのですがけれども、車両修理に要する費用全額ということですがけれども、これは単純にガラスの修理代だけなのか、修理している最中の代車とかの費用も含めるのかというのを1点目に伺います。

あと、2点目、この損害賠償額というのは、一般会計からではなくて保険から支払うのかを伺います。

○議長（附田俊仁君） 総務課長、答弁。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えします。

まず、修繕内容ですがけれども、フロントガラス及びドライブレコーダー等の附帯設備の全部の費用負担の内容になっております。

また、支払いの対応ですがけれども、全国町村会の賠償保険により保険料を支払うということになっております。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

11番議員。

○11番（瀬川左一君） 今の関連なのですがけれども、七戸中学校の脇に民間の松の木が生えているので、そこでフロントガラスが割れたと私のところに電話が来て、ある民間のところに行ったら、それは自分で直せとただ怒られたということもありますので、そういう事故は、民間の木でも発生しているということはあるので、町のほうでは、先ほどの話の中で、道路を見回ったりで、落ちそうなところや危険なところはよく見ているというけれども、そういうふうなフロントガラスが壊れたというような松の木とか、そういうふうな民間の木にもたくさんありますので、その辺は、よく見て注意していただければと思います。

要望です。

- 議長（附田俊仁君） ほかにございますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより本案について採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。  
したがって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。
- 

### ○追加日程第13 報告第3号

- 議長（附田俊仁君） 日程第13 報告第3号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町一般会計補正予算（第14号））を議題といたします。  
これより質疑に入ります。  
質疑は、事項別明細書により行います。  
歳入から行います。  
11ページ、1款1項1目個人から、16ページ、14款3項2目民生費委託金まで、発言を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（附田俊仁君） 次に、16ページ、15款1項1目民生費負担金から、19ページ、21款1項7目災害復旧債まで、発言を許します。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（附田俊仁君） 歳出に入ります。  
20ページ、1款1項1目議会費から、26ページ、2款1項20目地方創生推進費まで、発言を許します。  
10番議員。
- 10番（佐々木寿夫君） 24ページ、2款1項総務管理費、18節の移住支援金220万円とか結婚新生活支援事業費補助金150万円減額というふうになっているのですが、これの内訳を教えてください。
- 議長（附田俊仁君） 企画調整課長、答弁。
- 企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。  
まず、移住支援事業費補助金でございますが、これは、2人以上の世帯が七戸町に1世帯転入してまいりました。それに対して、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1助成しております。



続いて、結婚新生活支援事業費補助金でございますが、昨年度3月末までに1件分、予算計上を残しておりました。3月議会で対象がないために、一応、減額しようと思ったのですが、年度末までに残していたものを3月31日で専決処分したものでございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、26ページ、2款2項1目賦課徴収費から、32ページ、

4款2項3目下水処理費まで、発言を許します。

13番議員。

○13番（三上正二君） 多分、ここだと思うのだけれど、30ページの3款2項2目児童措置費に関連してなのですけども、この前、テレビを見ていたら、議員というのは職業になるのかならないのですか。というのは、職業ではないために、ここにもいるのですけれども、職業ではないから保育所に預けられないという話があったのだそうです。

ところが、それがちょうど、テレビで国のほうの話が出ていたのですよ。そのときには、それは自治体にお任せしているという話だけれども、七戸町の場合はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（附田俊仁君） こどもみらい課長、答弁。

○こどもみらい課長（佐々木和博君） お答えします。

今回の件につきましては、職業というわけではなくて、1週間に就労している時間によりまして、保育にかけるかかけないかということになっております。

議員の方だとしても、就労の証明ができれば、保育の時間かけるかかけないということで、入所について判定したいと思います。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） そこで、国のほうで総理大臣だか大臣が話しした話なのですけども、それであれば、若い人、特に子育てしている人は議員に立候補する人はいなくなると、そのために、それを議員であっても、そういう形の中で保育園に預けられるように、それは自治体の判断という話ですけども、町長、それはどのように考えるのですか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 実は私、それを見ておりませんが、今、議員がおっしゃるとおり、それぞれの自治体の判断に任せるということであれば、保育園にいわゆる就労しているのかしていないのか、保育にかけるかかけないか、それによって判断する

と。かける場合は当然、保育所に預けることができるということになると思います。

そこらあたりは、私も実ははっきりしませんが、もう少し調べて、しかるべきしっかりした判断をしたいと思います。

○議長（附田俊仁君） 13番議員。

○13番（三上正二君） 今、1番議員がこういうふうになったということは、これはこれでいいと思うのですよ。確かに、若い人がこれからも出てくる可能性はいっぱいあるのですよ。でも、そのときに障害になるのが、それも一つになり得ると思いますので、その辺はどうか先を見据えた、若い方々に頑張ってもらうためにもお願いしたいと思います。

要望です。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、32ページ、5款1項1目労働諸費から、36ページ、9款1項2目非常備消防費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、37ページ、10款1項1目教育委員会費から、40ページ、10款3項2目教育振興費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、40ページ、10款4項2目中央公民館費から、45ページ、13款2項12目庁舎建設基金費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

9番議員。

○9番（呷 清悦君） 25ページ、2款1項18目18節の学生生活支援臨時給付金というのが、大学生に対して1人10万円給付の事業だと思っていましたが、非常にありがたい事業にもかかわらず、該当になるのに受け取れなかった人がいて減額なのか、そこについて伺います。

○議長（附田俊仁君） 学務課長、答弁。

○学務課長（附田良亮君） お答えいたします。

最初の予算計上は、おおよその数値から見込みということになります。当然、大学生だけではなくて専門学校生、それから、予備校生等も含まれますので、ある程度、最初は推計からスタートしております。

そして、2月末の申込みまで、ぎりぎりまで待った結果で、実質285名、それに対する予算残分を減額したということでございます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 9番議員。

○9番（所 清悦君） 285人以外に、該当になるのに結局は2月末までに申請できずにもらえなかった人というのがゼロという解釈でいいのか伺います。

○議長（附田俊仁君） 学務課長、答弁。

○学務課長（附田良亮君） お答えいたします。

これは、周知を何回かしているのですが、親御さん等が見た、あるいは見ないということも、もしかしたらあるかもしれません。

こちらとしては、最大限の周知をして、待てる範囲の2月末まで受付を待った結果ということでございます。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 33ページの6目農業振興費に関連して、ここに新規就農者定着化支援事業費補助金75万円、それから、農業用機械等購入事業費補助金117万円、合わせて200万円ぐらいの減額がされているのですが、この内容について、ちょっとお知らせ願いたい。

○議長（附田俊仁君） 農林課長、答弁。

○学務課長（原子保幸君） お答えいたします。

まず、新規就農者定着化支援事業費補助金でございますが、こちらの補助金は新規就農者の方が4名いまして、上限50万円の予定で実施している事業でございますが、その上限に満たない部分が減額というふうな形で75万3,000円減額となっております。

次の農業用機械等購入事業費補助金でございますが、総額1,000万の予算でございます。農家の方々の機械購入の上限100万円の事業でございます。

内容といたしましては、トラクター、コンバイン、田植機、令和3年から5年間の水田を対象にした機械を購入した事業を対象としてございますが、その実績で最終的に117万円が不用額と、手挙げがなかったという部分で減額となっております。

これは、まだ今年も来年も継続されていく事業でございます。

以上でございます。

○議長（附田俊仁君） 8番議員。

○8番（工藤 章君） 話はちょっと変わるのですけれども、4月に新規就農者に対しての五反歩要件が撤廃されました。そして、新しい農業者が何反歩でも何畝歩でもいいや、農業委員会に農業者としての登録を申請することによって農業者になることになる。

そうすると、若干、土地の売買並びに貸借がすごく円滑になる可能性があるのですけれども、そこで、某司法書士にその旨の話をお伺いしたところ、申請者が増えてくると、そういう報告でございました。

私にとりましても、周りにとりましても、すごくいいことです。新しい農業者が出て

くることはいいのですけれども、あわせて、将来、どのぐらいの方が新規就農に登録するのか。それによっては、町としても、それに見合うだけの支援等も考えられる可能性も出てくると思いますが、町長はその辺については、どのようにお考えですか。

○議長（附田俊仁君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 新規就農の五反歩要件の撤廃は、もう前から要望しておりました。今回は、これがなくなったということで、やはり意欲があっても、一気に五反歩購入とか借りるといのはなかなかないと、難しいと。ですから、非常に条件的にはよくなってきたというふうに思っております。

これによって、新規就農者がいわゆる小規模であってもスタートは参加すると、これが大いに期待できると思いますし、これに向けてのいろいろなやっぱり助成、特に単純明快にまず農機具が必要だよと。今の機械補助は、こういったものも継続していかなければならないと思いますし、これからに向けても希望が持てるというふうに私は考えています。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○追加日程第14 報告第4号

○議長（附田俊仁君） 日程第14 報告第4号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第4号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○追加日程第15 報告第5号

○議長（附田俊仁君） 日程第15 報告第5号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第5号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○追加日程第16 報告第6号

○議長（附田俊仁君） 日程第16 報告第6号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第6号は、原案のとおり承認されました。

---

○追加日程第17 報告第7号

○議長（附田俊仁君） 日程第17 報告第7号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊二君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第7号は、原案のとおり承認されました。

---

○追加日程第18 報告第8号

○議長（附田俊仁君） 日程第18 報告第8号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がございませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第8号は、原案のとおり承認されました。

---

○追加日程第19 報告第9号

○議長（附田俊仁君） 日程第19 報告第9号専決処分事項の報告について（令和4

年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第9号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○追加日程第20 報告第10号

○議長（附田俊仁君） 日程第20 報告第10号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町水道事業会計補正予算（第7号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第10号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○追加日程第21 報告第11号

○議長（附田俊仁君） 日程第21 報告第11号専決処分事項の報告について（七戸町税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。  
これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第11号は、原案のとおり承認されました。

---

### ○追加日程第22 報告第12号

○議長（附田俊仁君） 日程第22 報告第12号専決処分事項の報告について（七戸町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第12号は、原案のとおり承認されました。

---

### ○追加日程第23 報告第13号

○議長（附田俊仁君） 日程第23 報告第13号専決処分事項の報告について（七戸町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

○9番（柘 清悦君） この条例で、固定資産税の対象になる土地というのは、当町においては、どの程度あるのか伺います。



○議長（附田俊仁君） 税務課長、答弁。

○税務課長（西野勝夫君） お答えします。

この条例の対象になる家屋等ですけれども、製造の事業、道路貨物運送業、梱包業または卸売業の用に供する設備を構成する減価償却資産を新設または増設した家屋及び適用家屋の敷地である土地ということになっております。

今のところ、申請はございません。

対象は、全部の地域が対象となっております。

以上です。

○議長（附田俊仁君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時46分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

税務課長、答弁。

○税務課長（西野勝夫君） お答えします。

七戸町の税金の対象にはなっているのですけれども、申請がなければ、それが対象になるかどうかというのはできないということになります。

以上です。

（「今現在はないということですか」と呼ぶ者あり）

○税務課長（西野勝夫君） 今現在は、申請はございません。

○議長（附田俊仁君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第13号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○追加日程第24 報告第14号

○議長（附田俊仁君） 日程第24 報告第14号専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第14号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○追加日程第25 報告第15号

○議長(附田俊仁君) 日程第25 報告第15号専決処分事項の報告について(青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。  
これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第15号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○追加日程第26 報告第16号

○議長(附田俊仁君) 日程第26 報告第16号専決処分事項の報告について(自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第16号は、原案のとおり承認されました。

---

#### ○追加日程第27 議案第44号

○議長(附田俊仁君) 日程第27 議案第44号物品購入契約の締結について(除雪トラック7t級購入)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○追加日程第28 議案第45号

○議長(附田俊仁君) 日程第28 議案第45号七戸町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、澤田公勇議員の退席を求めます。

(議員退席)

これより質疑を行います。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（附田俊仁君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第45号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

澤田公勇議員、議場にお入りください。

（議員入場）

暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時52分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

澤田公勇委員の御挨拶を求めます。

澤田公勇委員。

○7番（澤田公勇君） このたび、監査委員というふうなことで指名をもらいました。

ここに来る前、中部の監査委員を吉川先生とちょっと務めさせていただきながら、いろいろ中部のほうでも多少は勉強してきましたけれども、今後4年、吉川先生とともに町の監査、適正な状態でお金が動いているのか、そういうふうなものをつぶさに見ながらやっていきたいというふうに思っておりますので、どうかひとつよろしく願います。

○議長（附田俊仁君） 資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時55分

○議長（附田俊仁君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

---

#### ○追加日程第29 発議第2号

○議長（附田俊仁君） 日程第29 発議第2号道路整備促進特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、提出者の説明、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○追加日程第30 発議第3号

○議長(附田俊仁君) 日程第30 発議第3号議会改革特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、提出者の説明、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○追加日程第31 発議第4号

○議長(附田俊仁君) 日程第31 発議第4号荒熊内地区開発事業対策特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、提出者の説明、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これより本案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○追加日程第32 発議第5号

○議長(附田俊仁君) 日程第32 発議第5号議会広報編集特別委員会の設置に関する

る決議についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、提出者の説明、質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これより本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

引き続き、委員の選任を行います。

お諮りいたします。

各特別委員会の委員長の選任については、議長において指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議長において指名したいと思います。

各特別委員会の委員長を事務局長より報告させます。

事務局長。

○事務局長(澤山晶男君) 御報告いたします。

道路整備促進特別委員会、委員は全員になります。

委員長は小坂義貞議員、副委員長に澤田公勇議員。

次に、議会改革特別委員会、これも全員が委員になります。

委員長に疋清悦議員、副委員長に佐々木寿夫議員。

次に、荒熊内地区開発事業対策特別委員会委員には、議員全員がなります。

委員長は三上正二議員、副委員長に瀬川左一議員。

次に、議会広報編集特別委員会の委員に山本泰二議員、向中野幸八議員、中野正章議員、藤井夏子議員、以上4名。

委員長に山本泰二議員、副委員長に藤井夏子議員。

以上でございます。

○議長(附田俊仁君) ただいまの事務局長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(附田俊仁君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、ただいまの報告のとおり選任することに決定いたしました。  
以上、報告のとおり決定いたしました。

---

### ○追加日程第33 常任委員会の所管に属する事項調査の件

○議長（附田俊仁君） 日程第33 常任委員会の所管に属する事項調査の件を議題といたします。

お諮りします。

本件については、各常任委員会から12月定例会までを期限とする閉会中の継続調査の申出があります。

各常任委員会の申出のとおり、12月定例会までを期限とする閉会中の継続調査とし、調査付託をしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、常任委員会の所管に属する事項調査の件につきましては、12月定例会を調査期限として、各常任委員会へ調査付託することに決定いたしました。

---

### ○追加日程第34 議会運営委員会の所管に属する事項調査の件

○議長（附田俊仁君） 日程第34 議会運営委員会の所管に属する事項調査の件を議題といたします。

お諮りします。

本件につきましては、議会運営委員会から12月定例会までを期限とする閉会中の継続調査の申出があります。

議会運営委員会の申出のとおり、12月定例会までを期限とする閉会中の継続調査とし、調査付託をしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議会運営委員会の所管に属する事項調査の件につきましては、12月定例会を調査期限として、議会運営委員会へ調査付託することに決定いたしました。

---

### ○追加日程第35 議員派遣の件について

○議長（附田俊仁君） 日程第35 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣の件については、原案のとおり可決されました。

なお、議員派遣の内容等につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員等について変更を生じる場合は、議長一任とさせていただきたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣の内容等変更を生じる場合については、議長一任とすることに決定いたしました。

---

### ○散会宣告

○議長（附田俊仁君） 以上で、今期臨時会に付議されました事件は、全て議了しました。

これをもって、令和5年第1回七戸町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後12時02分



以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年5月2日

上北郡七戸町議会議長

議員

議員